工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

② 特定建設工事共同企業体を構成する場合

下記の条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体（甲型）とする。なお、共同企業体の代表者は㋐及び㋑の条件を、代表者以外の構成員は㋐または㋑の条件を満たさなければならないものとする。

㋐ 開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

㋑ 開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 平成８年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋐ 同種工事（下記ａ）及びｂ）、ｃ）を必要とする。）

ａ）片持ち式張出し架設工法により架設した、最大支間長105m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。ただし、斜張橋は施工実績に含めない。

ｂ）橋脚高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、またはケーソンもしくは深礎杭の天端から橋脚の天端までの高さ）40m以上のコンクリート橋脚の工事。

ｃ）深礎工法により施工した、直径7.5m以上（または断面積44.2㎡以上）の場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事。

ただし、特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事ａ）及び㋐同種工事ｂ）、ｃ）または㋐同種工事ａ）及び㋑類似工事ｂ）、ｃ）の施工実績を有し、代表者以外の構成員は、各構成員が有するＰＣ橋上部工工事または土木工事の資格に対応する工種の同種工事または類似工事のうちいずれか１つの施工実績を有すること。なお、代表者が㋐同種工事ｂ）、ｃ）の施工実績を有さない場合は、代表者以外の構成員が㋐同種工事ｂ）、ｃ）の施工実績を有すること。

㋑ 類似工事（下記ａ）及びｂ）、ｃ）を必要とする。）

ａ）片持ち式張出し架設工法により架設した、最大支間長50m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。ただし、斜張橋は施工実績に含めない。

ｂ）橋脚高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、またはケーソンもしくは深礎杭の天端から橋脚の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋脚の工事。

ｃ）深礎工法により施工した、直径５m以上（または断面積19.6㎡以上）の場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事。

⑷ 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成８年度以降に下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

特定建設工事共同企業体（甲型）の代表者以外の構成員は、各構成員が有するＰＣ橋上部工工事又は土木工事の資格に対応する工種の同種工事の実績を有する技術者を配置できるものとする。

同種工事（下記ａ）及びｂ）、ｃ）を必要とする。）

ａ）片持ち式張出し架設工法により架設した、最大支間長50m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。ただし、斜張橋は施工実績に含めない。

ｂ）橋脚高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、またはケーソンもしくは深礎杭の天端から橋脚の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋脚の工事。

ｃ）深礎工法により施工した、直径５m以上（または断面積19.6㎡以上）の場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事。

③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㋐ 管理技術者

１）技術士［総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）］

２）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者

３）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

４）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）

㋑ 照査技術者

１）技術士［総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）］